

マクロ経済スライド初めて実施へ

2015年度の年金額は0.9%引き上げ

政策調査部上席主任研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 2015年度の年金改定率は、「現役人口の減少」や「平均余命の伸び」に応じて年金額の伸びを調整する「マクロ経済スライド」が初めて実施されることから、本来の改定率より0.9%抑制される
- 2015年度は特例水準の解消0.5%の抑制も実施されるが、年金改定率はプラス0.9%と、1999年度以来16年ぶりのプラス改定となる
- マクロ経済スライドによる年金額の調整が長引くと、年金の世代間格差が拡大する。このため、デフレ時のスライド調整の在り方が見直される見通しである

1. 2015年度に初めてマクロ経済スライドが実施へ

2015年度の年金額の改定においては、「現役人口の減少」や「平均余命の伸び」に応じて年金額の伸びを調整する「マクロ経済スライド」が実施される。マクロ経済スライドは、2004年の年金改正で導入されたが、これまで一度も実施されておらず、2015年度に初めて実施されることとなった。以下では、まず、マクロ経済スライドの仕組みや、2015年度の年金額等について確認する。

(1) マクロ経済スライドの仕組み

年金額は、その実質的な価値を維持するため、原則として毎年度、賃金や物価の変動に応じて改定する仕組みが導入されている。具体的には、①新規裁定者（年金を受給し始める者）の年金額は賃金変動率（名目手取り賃金変動率¹）により改定され、②既裁定者（既に年金を受給している者）の年金額は物価変動率²により改定される。①を賃金スライド、②を物価スライドという。ただし、賃金変動より物価変動が大きい場合には、既裁定者についても賃金変動率で改定される。

公的年金制度は、一定の積立金は保有しているが、基本的には現役世代が負担した保険料が、その時の年金受給者の給付原資となる世代間扶養の賦課方式の制度である。そこで、2004年の年金改正では、少子高齢化が進むなかで将来の現役世代の過重な負担を回避することを目的として、最終的な保険料水準とそこに到達するまでの各年度の保険料水準が固定された。その上で、保険料収入などの財源の範囲内で年金給付を行うために、「現役人口の減少（現役全体でみた保険料負担力の低下）」と「平均余命の伸び（受給者全体でみた給付費の増大）」というマクロでみた負担と給付の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する仕組みである「マクロ経済スライド」が導入された。具体的な給付調整の仕組みは、賃金や物価による年金額の伸びから、「公的年金の被保険者の減少率³（現役人口の

減少率）」と「平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）」の合計である「スライド調整率」を差し引いて年金額の改定が行われる（図表1）。

ただし、マクロ経済スライドが完全に実施されるのは、賃金や物価がある程度上昇した場合のみである。これまでデフレ経済が続いていたことなどから、マクロ経済スライドが実施されたことはなかったが、2014年は賃金や物価が上昇したため、2015年度は初めてマクロ経済スライドが実施されることとなった。

（2）マクロ経済スライドによる調整期間

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、調整をしなくても年金財政の収支のバランスが取れると見込まれる場合に終了することとされている。

公的年金は、5年に一度、財政検証⁴が実施されており、おおむね100年後に年金給付費1年分⁵の積立金を持つことができるように、マクロ経済スライドによる年金額の伸びの調整を行う期間（調整期間）が見通されている。その後の財政検証で、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる（マクロ経済スライドによる調整がなくても収支のバランスが取れる）場合に年金額の調整が終了する。

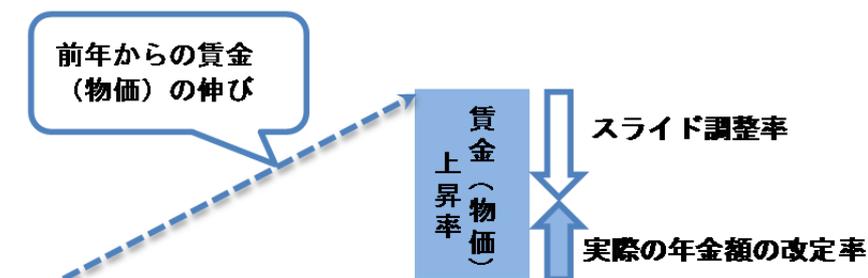
2014年6月の財政検証では、経済再生が実現するとともに労働力率が高まれば、2043～2044年度に給付水準の調整が終了する見通しが示されている。

（3）2015年度の年金額の改定

厚生労働省によると、2015年度の年金額改定に関する指標は、賃金変動率が2.3%、物価変動率は2.7%、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」は0.9%である。スライド調整率は、前述のとおり、「公的年金の被保険者の減少率」と「平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）」の合計であるが、2011年度から2013年度の平均の公的年金の被保険者の減少率は0.6%であり、平均余命の伸びを勘案した一定率0.3%との合計である0.9%が2015年度のスライド調整率となった。

2015年度の新規裁定者（67歳以下）の年金改定率は、賃金変動率の2.3%からスライド調整率0.9%を差し引いた1.4%となる。なお、基礎年金については、特例水準の解消のため、1.4%からさらに0.5%を差し引いた0.9%が改定率になる。特例水準の解消とは、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準（特例水準）の年金が支給されている分を段階的に調整するものである。特例水準の段階的解消については、2012年の年金改正により、2013年10月に1.0%、2014年4月に1.0%、2015年4月に0.5%、年金額を引き下げることが決定された。

図表 1 マクロ経済スライドによる年金額の調整の仕組み（イメージ）



（資料）厚生労働省

2015年度の新規裁定者（67歳以下）の年金額は、国民年金（老齢基礎年金）は満額（40年間保険料を納付の場合）で65,008円（2014年度比608円増）、厚生年金世帯（夫が会社員、妻が専業主婦の世帯の夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）は221,507円（同2,441円増）である（図表2）。

なお、マクロ経済スライドによる調整がなかった場合の年金額を算出すると、国民年金は満額で65,541円（2014年度比1,141円増）、厚生年金世帯（夫婦世帯）は223,415円（同4,349円増）となる。また、厚生年金世帯のうち、男性の単身世帯や女性の単身世帯の年金額は、それぞれ図表2の通りである。

年金受給者の受取額が改定されるのは、通常4月分の年金が支給される6月からとなる⁶。

図表 2 2015 年度の新規裁定者（67 歳以下）の年金額の例（月額）

	2014 年度	2015 年度	マクロ経済スライドによる調整がない場合
国民年金 (老齢基礎年金(満額) : 1 人分)	64,400 円	65,008 円 (+608 円)	65,541 円 (+1,141 円)
厚生年金(夫婦世帯) (夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,066 円	221,507 円 (+2,441 円)	223,415 円 (+4,349 円)
厚生年金(男性単身世帯) (男性の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	154,666 円	156,499 円 (+1,833 円)	157,874 円 (+3,208 円)
厚生年金(女性単身世帯) (女性の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	125,775 円	127,208 円 (+1,433 円)	128,316 円 (+2,541 円)

- (注) 1. 2015年度のマクロ経済スライドによる調整がない場合の年金額、厚生年金（男性単身世帯、女性単身世帯）の年金額は、みずほ総合研究所が算出したもの。
2. 2014年度の基礎年金は特例水準で、本来水準より0.5%高い水準。厚生年金は、2015年度新規裁定者（67歳以下）は2014年度時点で特例水準解消済み。
3. 2015年度の年金改定率は、基礎年金が0.9%、厚生年金が1.4%として計算。2015年度の年金引き上げ額は、端数処理等の理由により、2014年度の年金額に年金改定率を乗じた額と完全に一致するわけではない。
4. 厚生年金（夫婦世帯）は夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与を含む年収の12分の1）が42.8万円）で40年間就業し、妻がその間専業主婦の世帯。厚生年金（男性単身世帯）は男性が平均的収入（同）で40年間就業した場合の世帯。厚生年金（女性単身世帯）は女性が平均的収入（同29.1万円）で40年間就業した場合の世帯。
(資料) 厚生労働省「平成27年度の年金額改定について」（2015年1月30日）等より、みずほ総合研究所作成

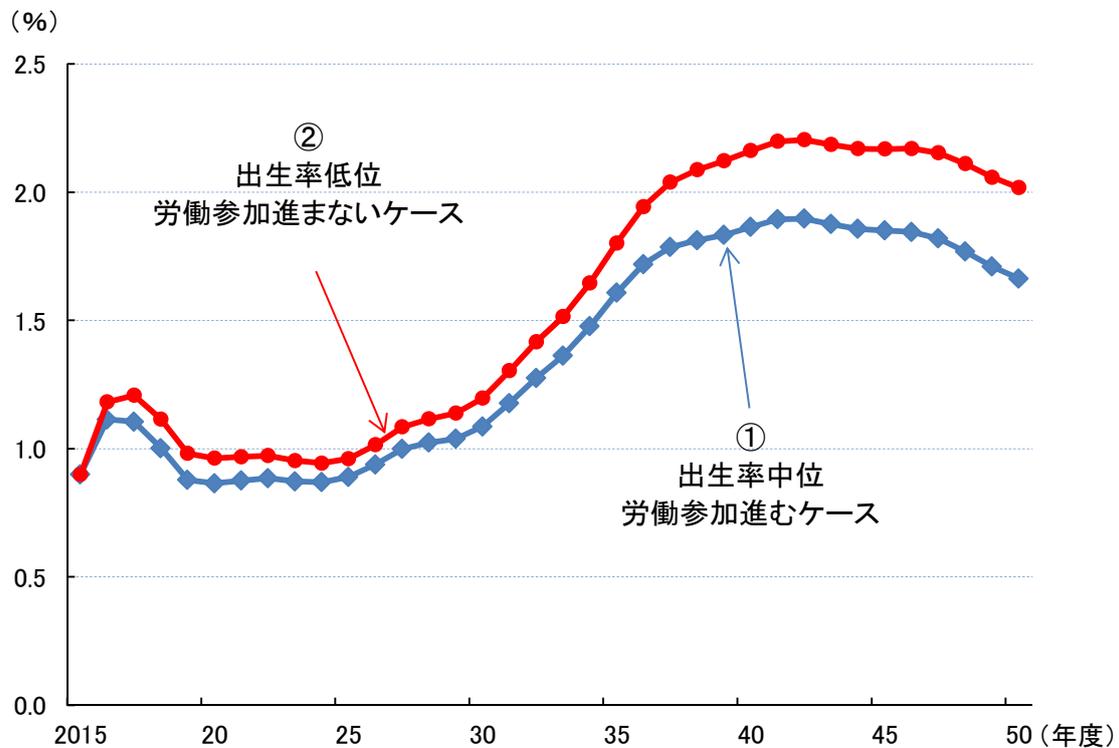
(4) 今後のスライド調整率の見通し

2014年の財政検証では、今後の公的年金被保険者数とともに、スライド調整率の将来見通しが示されている。

公的年金の被保険者数は、出生率、死亡率、労働参加率により変化する。財政検証で示された「出生率が中位⁷で、労働参加が進むケース」のスライド調整率の見通しをみると（図表3①）、おおむね2025年度以降で拡大し、マクロ経済スライドの終了時期と見込まれている2040年代前半がピークで1.9となる。

また、「出生率が低位で、労働参加が進まないケース」のスライド調整率の見通しをみると（図表3②）、①と同様におおむね2025年度以降で拡大し、2040年代前半がピークで2.2となる。

図表 3 スライド調整率の見通し



(注) 死亡率はいずれも中位の場合。2015年度は実績、2016年度以降は2014年の財政検証による。

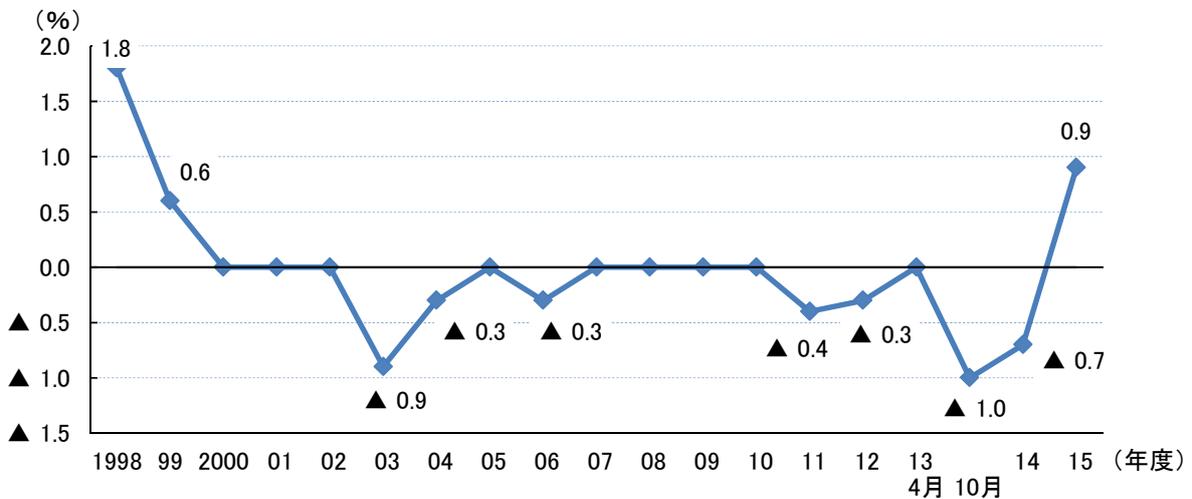
(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し -平成26年財政検証結果-」(2014年6月)

2. これまでの年金改定率の推移

これまでの年金改定率の推移を確認すると、前回プラス改定されたのは1999年度（プラス0.6%）であり、2015年度はマクロ経済スライドが実施されるものの、16年ぶりのプラス改定となる（図表4）。

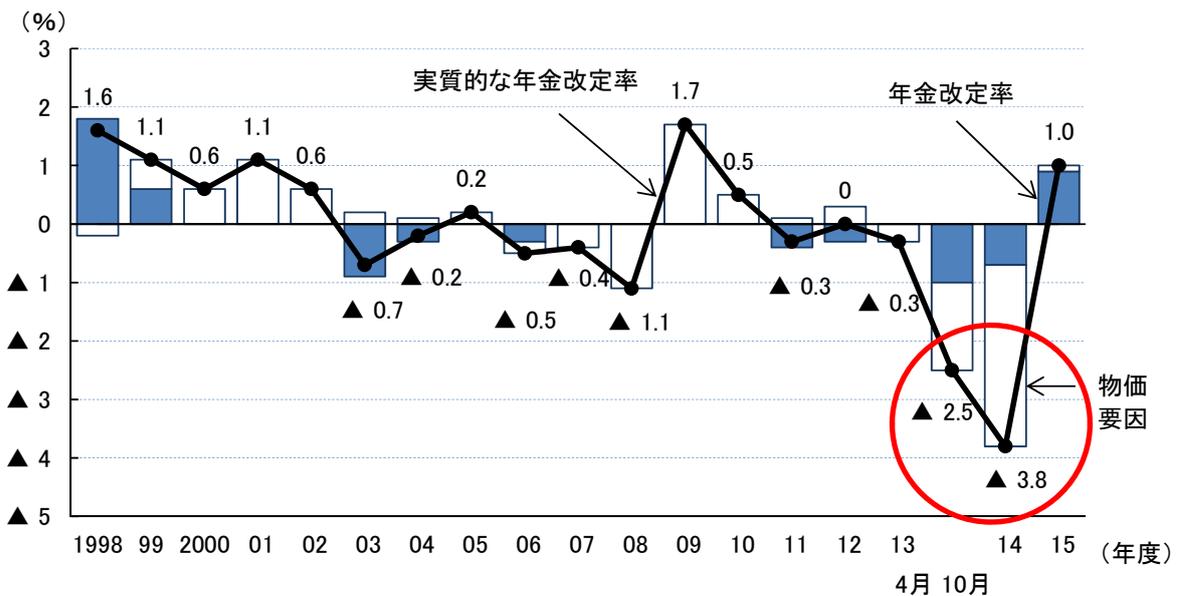
また、年金受給者の実質的な年金額の変化をみるために、実際の年金改定率から物価変動率を考慮した「実質的な年金改定率」の推移を確認する。年金額は、特例水準の解消により2013年10月に1.0%減額されるとともに、2014年4月に0.7%減額（2014年度の改定率（プラス0.3%）と特例水準の解消分（マイナス1.0%）の合計）されたが、その間、物価上昇率が大きかったことから、実質的な年金額はそれぞれ2.5%減、3.8%減と大幅なマイナスとなった（図表5）。

図表 4 これまでの年金改定率の推移



(資料) 厚生労働省

図表 5 物価変動率を考慮した「実質的な年金改定率」の推移



(注) 1. 2013年度は、4月の年金改定率は0%だったが、10月に特例水準の解消として1.0%の引き下げが実施された。
2. 物価は当該年度の前年比。2013年度は4～9月、10～3月、2014年度は4～12月の前年比。2015年度はみずほ総合研究所予測。

(資料) 厚生労働省、総務省「消費者物価指数」より、みずほ総合研究所作成

2015年度は、年金改定率が0.9%とプラス改定が実施される上、物価が大きく上昇することはないと見込まれることから、実質的な年金改定率についても、2010年度（プラス0.5%）以降6年ぶりにプラスに転じる見通しである。

3. マクロ経済スライドの見直しの行方

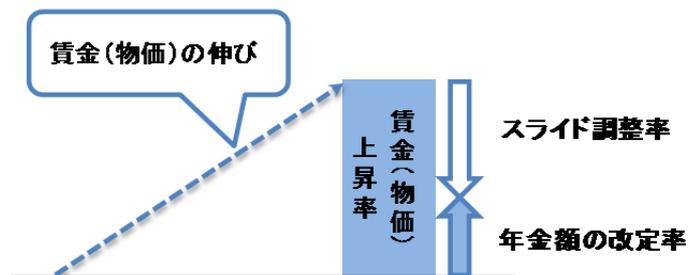
前述のとおり、現行のマクロ経済スライドの仕組みは、賃金や物価がある程度上昇する場合にはそのまま適用されるが（図表6①）、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると名目の年金額が下がる場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめられる名目下限の仕組みが導入されている。例えば、賃金・物価の伸びが小さく、スライド調整率を下回る場合には、年金額の改定はゼロにとどめるため、スライド調整の効果が限定的になる（図表6②）。また、賃金・物価が下落した場合には、賃金・物価の下落分は年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わないため、スライド調整の効果が全くない（図表6③）。

図表 6 マクロ経済スライドの名目下限の仕組み

【①ある程度、賃金・物価が上昇した場合】

○完全にスライド調整が適用され年金額の改定を抑制

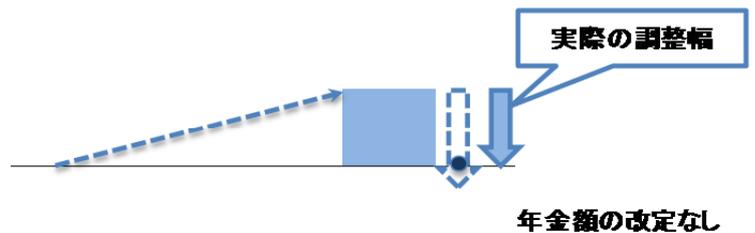
➡ スライド調整率分の年金額調整を実施



【②賃金・物価の伸びが小さい場合】

○完全にスライド調整を適用すると名目額が下がる場合には年金額の改定はゼロ

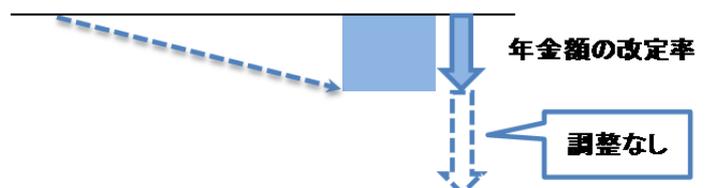
➡ スライド調整の効果が限定的



【③賃金・物価が下落した場合】

○賃金・物価の下落分のみ年金額を改定

➡ スライド調整の効果なし



(資料) 厚生労働省

マクロ経済スライドの仕組みは、こうした名目下限が設定されているため、今後、賃金や物価の変動率によっては、マクロ経済スライドの調整が十分に機能しないことが短期的に生じる可能性がある。スライド調整が実施されないと、給付水準の抑制が先送りされ、スライド調整期間が延びる。その結果、現在の受給者の給付水準は高く、将来の受給者の給付水準は低下することから世代間格差が拡大する。

こうした事情が勘案され、2013年12月に成立した社会保障改革プログラム法では、公的年金の検討課題のひとつとして、「マクロ経済スライドの見直し」が明記された⁸。これまで、社会保障審議会年金部会等において、名目下限を撤廃し、デフレの年についても、毎年マクロ経済スライドを完全に実施する案が検討されてきた。将来世代の給付水準を確保するためには、マクロ経済スライドによる年金額の調整の先送りを回避することが重要ではあるものの、デフレ時に物価下落分とマクロ経済スライドによる二重の年金額の引き下げが実施されれば、年金受給者への影響が大きい。

そこで、現時点では、デフレ時に実施できなかったスライド調整分については、翌年度以降に持ち越し、物価が大きく上昇したときにまとめて複数年度分を調整する改革案が実施される可能性が高い。この改革案が採用された場合、現行制度よりは給付水準の調整を早期に終了させることが可能であるとともに、受給者への影響を限定的にすることができる。ただし、今後、デフレの状況が長く続き、世代間格差の拡大に歯止めがかからないようであれば、年金の負担と給付のあり方全体の見直しを検討することも必要になろう。また、高所得者の年金給付のあり方や年金課税の見直しなど、高齢者世代内の再分配機能の強化についても引き続き検討することが求められる。

¹ 名目手取り賃金変動率は、前年の物価変動率（全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の前年比変動率）に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの。

² 全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の前年比変動率。

³ 4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値。

⁴ 国民年金法及び厚生年金保険法においては、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し「財政の現況及び見通し」を作成しなければならないと定められている。財政検証とは、「財政の現況及び見通し」の作成を指す。

⁵ 2014年度の積立割合（前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率）は、国民年金が2.8倍、厚生年金が3.8倍の見通しである。

⁶ 年金は、年6回支給される。支払月は、2月、4月、6月、8月、10月、12月で、それぞれの支払月には、その前月までの2カ月分の年金が支払われる。例えば、6月に支払われる年金は、4月、5月の2カ月分である。

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2012年1月推計）では、出生率について中位推計、高位推計、低位推計が示されており、財政検証もその推計に基づいて被保険者数の将来見通しを示している。

⁸ 社会保障改革プログラム法は、正式には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」。少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度に関する改革の検討項目や実施時期等が明記されている。公的年金制度改革については、マクロ経済スライドの見直しのほか、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、高齢期の就労と年金受給の在り方、高所得者の年金給付の見直し、の4つの検討課題が示された。